

自然環境

第1章 緑と水にふれあえる街づくりの推進

第1部

自然環境

第1章

緑と水にふれあえる街づくりの推進

横浜市環境目標	<p>緑：・市域面積の20%が緑のオープンスペースとして確保されている。 ・現在の緑の総量を確保する。</p> <p>水：・地下水のかん養が行われ、河川や水路に豊かな水量が確保されている。 ・うるおいとふれあいのある水辺空間の整備がすすめられている。</p>
目標達成のための指標	<p>緑：[樹林地] 2,200ha、[農地] 2,390ha、[公園] 2,930ha、 [緑化・その他] 1,300ha 合計8,840ha（市域面積の20%） ・水緑率35%（緑被率31%）をさらに向上</p> <p>水：・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備 52か所 ・河川や水路などの環境整備 117km</p>
平成18年度達成状況	<p>緑：[樹林地] 1,421ha、[農地] 1,833ha、[公園] 1,928ha、 [緑化・その他] 1,418ha 合計6,601ha（市域面積の15.2%）</p> <p>水：・川の生態系の観察などができる水辺拠点の整備 30カ所 ・河川や水路などの環境整備 66.5km</p>

※平成18年に「横浜市緑の基本計画」「横浜市水環境計画」「水環境マスタープラン」を統合し、「横浜市水と緑の基本計画」が策定されました。この「横浜市水と緑の基本計画」では緑被率*に水面や緑に囲まれたグラウンドなどの面積率を加えた、水・緑環境の総量を示す指標として「水緑率」*を使用しています。

1 水・緑環境の保全と創造の推進計画

市内には、大規模な樹林地や田畑などの農地のほか、公園や学校の緑、庭や生け垣の緑、街路樹など、様々な「緑」があります。これらの「緑」の総量は「緑被率」（市域に占める緑の割合を航空写真で計測）で表すことができ、横浜市では現在約31.0%（平成16年調査）となっています。

緑被率は30年前に比べると約14ポイントの減少があることから、緑の保全を進めていくこと、新たな緑を創造することが必要になっています。

また、生活の身近な場所に魅力的な樹林地や農地、せせらぎなど変化に富んだ自然があることが、横浜の水・緑環境の特徴であり、市民生活や生物にとってなくてはならない重要な「市民共有の財産」となっています。

平成18年度に策定した「横浜市水と緑の基本計画」では緑の七大拠点をはじめとする拠点となる緑の保全と創造、河川流域単位で展開する快適な水環境づくりや自然な水循環の回復、拠点のネットワーク化を図る水と緑の回廊形成、水と緑の環境を市民とともに楽しみながらつくり育てる取組などを推進することを目指しています。

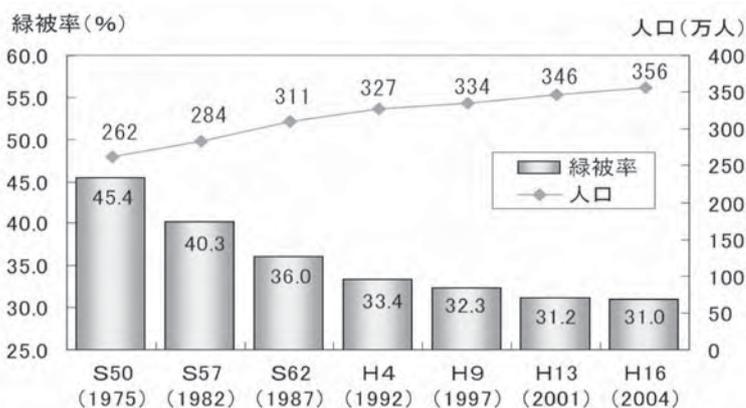


図 2-1-1 横浜市の人口と緑被率の推移

(1) 樹林地の保全

市内には、市街地に点在する樹林や、郊外部の「こどもの国周辺」「三保・新治」「川井・矢指」「大池・今井・名瀬」「舞岡・野庭」「円海山周辺」「小柴・富岡」といった「緑の七大拠点」の中のまとまりのある樹林地など、市域面積の約5%にあたる約2,324haの樹林地があります。

これらの緑地は、都市の安全性の確保、景観の保全、市民の生活環境の維持向上など多くの機能を持っており、可能な限り将来に残し伝えていく必要があります。

緑の保全策としては、土地所有者の理解と協力を得て首都圏近郊緑地保全法による「円海山近郊緑地特別保全地区」や都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定のほか、本市独自の事業である「市民の森」「ふれあいの樹林」「緑地保存地区」の指定や、「よこはま協働の森基金」による樹林地の保全などを行っています。

また、市民ボランティアによる樹林の管理・育成を進める「森づくりボランティア育成事業」や自然保護意識の啓発のための「横浜自然観察の森」の運営などを行っています。

よこはま協働の森基金 協働パートナー

よこはま協働の森基金 協働パートナーは、「よこはま協働の森基金」の趣旨に賛同いただき、店舗や営業所への募金箱の設置等による募金活動や、制度のPRに本市と協働して取り組んでいただく事業者、NPO法人、任意団体等です。

平成18年度は20社に取り組んでいただきました。

平成18年度 協働パートナー 一覧

企業名等	内容
株式会社ジャンボ	持ち帰り用ポリ袋を有料配布とし、その代金を募金
緑コンクリート株式会社	生コンクリートの出荷量に応じた寄附、募金箱設置
麒麟ビール株式会社 横浜工場	麒麟横浜ビアビレッジに募金箱設置
ダイドードリンコ株式会社 横浜支店	飲料自動販売機の売り上げからの寄附（17台）
社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 横浜中央支部、横浜東部支部、横浜南部支部、 横浜西部支部、横浜北支部、横浜鶴見支部	募金箱を設置
株式会社チェリオコーポレーション	飲料自動販売機の売り上げからの寄附
カルピスビバレッジ株式会社（東京）横浜営業所	
株式会社ジャパンビバレッジ 京浜支社	
コカコーラ・セントラル・ジャパン株式会社 鶴見支店	
日本ペプシコーラ販売株式会社 横浜北支店	
東京麒麟ビバレッジサービス株式会社 藤沢営業所	
東京麒麟ビバレッジサービス株式会社 横浜南営業所	
株式会社伊藤園 横浜港北支店	
株式会社伊藤園 横浜磯子支店	
エフ・ヴィセントラル株式会社 横浜営業所	

(2) 農地の保全と活用

市内の農地は市域面積の約8%を占める3,321haで、郊外部の市街化調整区域を中心に、里山や河川と一体となった緑豊かな環境を形成しています。

農地は、農産物を生産する場であるだけでなく、土、水、緑などの自然環境や景観を保全する緑のオープンスペースでもあります。また、市民が農とふれあうレクリエーションや地域の交流、教育の場としての役割も持っています。

横浜市では、「農のあるまちづくり」を目標に、多様な機能をもつ農地を保全し、持続可能な都市農業の振興をはかるため、次のような施策を推進しています。

ア 農地とふるさと景観の保全

(ア) 農業専用地区の指定と整備

都市と調和のとれた農業の発展をはかるため、市街化調整区域内のまとまりある優良な農地を中心に、横浜市独自の施策として農業専用地区を指定し、農業生産の基盤である農地や農業用施設の整備、農家の育成などをすすめ、総合的に農地の保全と地域農業の振興をはかっています。



長津田台農業専用地区(緑区)

(イ) 恵みの里

多様な農体験や農産物の直売の促進、農の景観づくりなど、農業や農地の魅力を市民に提供する新しい農業経営の展開を進める地域づくりを行っています。市民参加の活動を通して、農地の保全と不耕作地の有効活用をし、農業の振興をはかるとともに農業地域の環境や景観の保全を進めています。



舞岡ふるさと村(戸塚区)

(ウ) 横浜ふるさと村

地域の農業振興とあわせて、市民が田園風景を楽しみ自然環境・農業・農村文化に親しめる「横浜ふるさと村」を設置しています。

寺家ふるさと村(青葉区)には、総合案内所「四季の家」、里山が連なるふるさとの森のほか、郷土文化館、体験温室、陶芸舎、果樹園などがあります。

舞岡ふるさと村(戸塚区)には、総合案内所「虹の家」をはじめ、ふるさとの森、地元の新鮮な野菜の直売やハム工房、体験温室などがあります。

(エ) 生産緑地地区の指定

市街化区域内の農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成するため、市街化区域内にある500㎡以上の一団の農地等で、生産緑地法及び本市の指定基準に該当するものについて、平成4年から生産緑地地区の指定を行っています。

1 横浜型都市農業の振興

(ア) 地産地消*の推進

市内で生産された農畜産物の地域内消費を市民や農業者とともにすすめることによって農を活かした風土を育み、農業を活性化させ、農地の保全を図ります。この地産地消を推進するため、市内産農産物が身近で購入できる直売所のネットワーク化をすすめるとともに、市内産農産物の学校給食への供給拡大に取り組んでいます。また、地産地消を推進する人材の育成・支援や、11月の地産地消月間を中心として市内産農産物のPRを行っています。



(イ) 環境保全型農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした栽培方法などを普及しています。また、環境保全型農業を推進するため、積極的に取り組む農業者を環境保全型農業推進者として認定しています。

ウ 市民と農とのふれあい

(ア) 市民利用型農園の設置

農体験に対する多様な市民ニーズに対応しながら農地の保全をはかるため、横浜市では各種の市民農園の開設を促進しています。

● 特区農園

「市民利用型農園促進特区」に引き続き、平成17年9月より改正された「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づいて、これまでにない民間開設型の区画貸し農園の開園を促進しています。

● 栽培収穫体験ファーム

農家の栽培計画に従って利用者が指導を受けながら作業し、本格的な野菜づくり、農作業体験ができる、体験型の農園の開設・運営を支援しています。

● いきいき健康農園

農園利用者による自主的管理により、市民の健康づくりや地域コミュニティの醸成を図ることを目的としています。

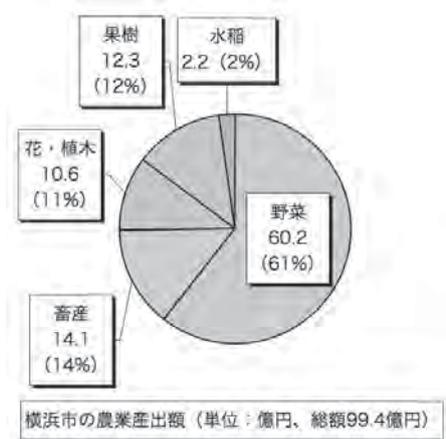


図2-1-2 横浜市の農業産出額(H17)

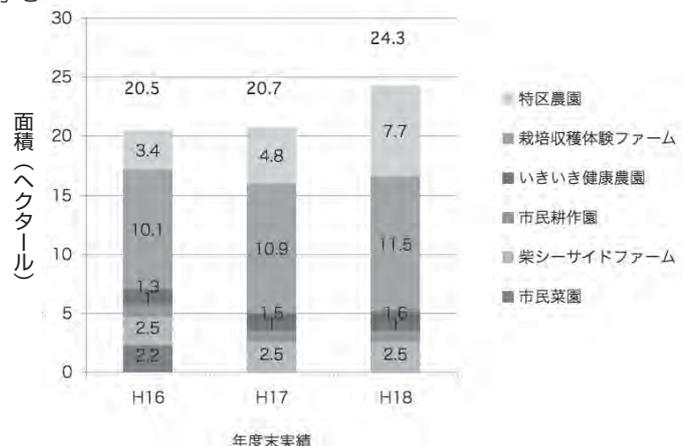


図2-1-3 市民利用型農園開設面積の推移

●市民耕作園

農業協同組合が農地所有者から農地を借りて開設しているもので、決められた区画で自由に野菜の栽培が楽しめる農園です。

●柴シーサイドファーム

八景島の海を望む金沢区の丘の上に約500区画を有する大規模な農園で、団体利用の広い区画や車いすで利用できる福祉区画も設置されています。



栽培収穫体験ファーム

(3) 公園の整備と管理

市内には、2,535か所、1,676ha（平成18年度末）の都市公園があります。これは、市民一人当たりでは4.65㎡となります。これらの都市公園には、都市環境を改善する重要な役割があります。

例えば、近年進行しているヒートアイランド現象の緩和や生物の生育環境を確保することなどがあります。また、これらの役割を市民の方々に知っていただき、より良好な環境づくりを学ぶ環境学習の場としての活用も推進しています。

公園の整備については、以下のような考え方にに基づき計画的に整備を進めています。

- ア 「横浜市水と緑の基本計画」に定める緑の七大拠点に、特別緑地保全地区などと一体となった広域公園、都市林などを配置します。拠点ごとに、動物・植物・農・遊びなどのテーマを持つ横浜のシンボルとなる公園を配置します。
- イ 「横浜市水と緑の基本計画」に定める市街地をのぞむ丘に、防災性にも配慮した草花・花木が鑑賞できる広場やレクリエーション施設などを備えた公園を配置します。
- ウ 市民のスポーツやレクリエーションニーズに応えるため、運動公園、総合公園などを配置します。
- エ 区民まつりなどのイベントができる公園を配置します。また市民の日常的なレクリエーションの場を確保し、快適な住環境を実現するために、身近な公園を配置します。
- オ 歴史性をいかした公園や風致公園、農体験の拠点となる公園を配置します。
- カ 公園の配置にあたっては、市民利用施設や学校、福祉施設との併設を進め利用を増進します。また、広域避難場所、一時避難場所、避難路、緩衝帯、救援物資供給拠点などの機能をあわせ持つよう配慮し、地域の防災性の向上を図ります。
- キ 河川沿いの散策やサイクリングなどの拠点、親水拠点として活用するため、水や緑が交差連結する結節点に公園を配置します。
- ク 都市公園法の新たな制度（立体都市公園・借地公園）を活用した公園の整備を進めます。
- ケ 他の公共用地、福祉施設、既存施設との複合利用による整備を進めます。

市で整備する公園には、以下のような種類があります。

- 身近な公園：生活に身近な街区公園や近隣公園などの整備を進めています。その際は、地域の方と意見交換を行いながら計画をまとめていきます。
- 大規模な公園：緑の拠点となる大規模な公園の整備を推進しています。
【横浜動物の森公園（よこはま動物園（ズーラシア））、玄海田公園、たちばなの丘公園、新治里山公園等】
- スポーツができる公園：スポーツを楽しむことができる公園の整備を進めています。
【新横浜公園、谷本公園等】
- 特色ある公園：風致公園や歴史を活かした公園等の整備を進めています。
【菊名桜山公園、旧住友邸庭園、茅ヶ崎城址公園等】
- 宅地開発による公園設置指導：宅地開発事業では、一定面積の公園の整備や緑化指導を行い、整備後の公園は本市に帰属するよう指導しています。



東横フラワー緑道



渋沢金井公園

(4) 緑化の推進

緑豊かなまちづくりを進めるため、公共施設や民有地の緑化に取り組み、地域の緑の拠点や緑のネットワークづくりを進めています。具体的には、市民や事業者との協働による「京浜の森づくり」や都市環境の向上のため「屋上緑化等の推進」などに取り組んでいます。また、市民が積極的に緑化活動に取り組めるように「よこはま緑の街づくり基金」事業を通じて活動の支援をしています。

ア 公共施設の緑化

地域の緑の拠点として、花と緑に囲まれた公共施設空間を創出しています。地域ケアプラザ・小学校などの公共建築物、道路・河川等の公共施設を対象に平成18年度は、50箇所で約6.0haの植栽をしました。

表2-1-1 公共施設の緑化状況

	箇所数	緑化面積(㎡)
公共建築物緑化	41	49,555
街路緑化等	9	10,325
合計	50	59,880

イ ふるさとの緑事業

子供から大人まで幅広い年齢層の市民参加により、古くから横浜の地に生育しているシイ・タブ・カシ等の樹木の苗木を公共用地に植栽し、ふるさとの緑を創出しています。これまで16か所で植栽を行い、植栽地の管理作業を行うなどの育成する取組もすすめています。

また、17年度から小学校との連携による「ドングリから森をつくろう」事業を実施しています。



ふるさとの緑・苗木植栽の様子

表2-1-2 苗木植栽実施状況

年度	箇所数	面積(ha)	参加者数(人)
H13～15	12	2.74	1,615
H16	2	0.71	951
H17	1	0.29	146
H18	1	0.13	1,015
合計	16	3.87	3,727

表2-1-3 ドングリから森をつくろう(播種状況)

年度	小学校数(校)	播種数(個)	参加者数(人)
H17	5	2,550	419
H18	7	3,360	612

ウ 京浜の森づくり事業

緑の少ない京浜地区(鶴見区、神奈川区の臨海部)の緑の拡充を進めるため、企業の緑地と公共の緑や水際等とつなげて、企業・市民・行政の協働により、緑のネットワークの形成をはかる「京浜の森づくり」事業を進めています。

平成18年度は、鶴見区生麦大黒地区(約217.7ha)の緑化計画の作成及び協働緑化支援事業により、エコアップ(トンボ池)整備に対して助成を行いました。



京浜の森ロゴマーク

工 海の森づくり事業

浅海域において、水質をはじめとする環境改善を図り、魚介類など多様な生物の生育環境を向上させるため、また市民が海をより身近に感じられる場所とするため、海のゆりかごとも言われるアマモ*場の再生に、市民、NPO、学校、研究機関、行政が協働して取り組んでいます。



海の森づくり・播種イベント

表2-1-4 アマモ場再生の取組（主体：国、県、NPO、市）

年度	場所	造成面積（㎡）		
		種の 植え付け	株移植	計
H15	野島地先	394	45	439
	金沢漁港地先	236	45	281
	＼イイトマリナ先	100	0	100
H16	野島地先	413	113	526
	金沢漁港地先	263	113	376
	＼イイトマリナ先	100	0	100
H17	野島地先	413	113	526
	金沢漁港地先	263	113	376
	＼イイトマリナ先	100	0	100
	海の公園地先	500	50	550
H18	＼イイトマリナ先	100	0	100
	海の公園地先	800	150	950

※場所はすべて金沢区内

オ 屋上緑化推進事業

緑地が少ない市街地において、ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の向上を図るため、建築物の屋上及び壁面の緑化を推進しています。

表2-1-5 民間建築物への屋上緑化等助成実績

年度	件数	面積（㎡）
H16	4	105.0
H17	2	44.9
H18	2	55.5
合計	8	205.4



屋上緑化助成例

カ よこはま緑の街づくり基金事業（（財）横浜市緑の協会が担当）

民有地の緑化を推進するため、市民の緑化活動を支援しています。

- よこはま緑の推進団体（約950団体）への活動支援
- 町内会・商店街・学校等にプランターの貸出及び種子・花苗等の助成（花やぐまち事業）
- 緑の街づくりリーダーの養成
- 生垣設置への助成
- 「よこはま花と緑のスプリングフェア」の開催
- 150万本植樹行動への取組（樹木配布、市民植樹）

第2章 生物生息空間の保全・創造

横浜市環境目標	まとまりとつながりのある緑地や水辺地が確保され、身近な動植物とふれあえる環境づくりが進められている。
平成18年度実施状況	推進

● 1 生き物生息環境の創出

横浜の自然は、長い年月をかけて地形・地質が形成され、そこに人間の働きかけも加わって、里山、谷戸、河川、海岸などの原風景を作り出してきました。これらの環境は、多様な生物の生息空間となってきましたが、近年の市街化による開発や河川改修、海岸の埋め立てなどで改変がすすみ、まとまりやつながりのある緑地や水辺地が十分に確保できているとはいえない状況にあります。

そうした状況を踏まえ、身近な動植物とふれあえる生物生息空間の保全・復元、再生に、市民や事業者と協働して取り組んでいます。これは、生態系の一員である私たち人間の生存基盤ともなる生物多様性の保全にも結びつくものです。

近年、市内全域で開発および宅地化が進み、元来、保有されていた植樹帯や水辺空間が減少しつつあります。

そこで、横浜市の既存施設等を生物の生息空間として再生を図るため、雨水調整池や公園で鳥類、昆虫類、魚類などが生息出来るようにします。

こうしてそれぞれの拠点を増やしていくことにより、区域が拡大しネットワーク化が進むとともに、質的に異なった施設で事業化を図ることで、より広がりのある生息空間を創出し、生物多様性の向上を目指しています。

平成18年度末までに、既存雨水調整池を活用し、生物生息空間に配慮した整備を28箇所行い、平成18年度は1箇所整備しました。



整備前



整備後

既存雨水調整池の生物生息空間に配慮した整備

● 2 環境エコアップの推進

「エコアップ」とは、「生物の生息環境に配慮した環境の改善」を意味する横浜生まれの造語です。学校や公園に池や緑地をつくったり、河川や遊水池を改修したりするときなどに、そこに生き物が生息しやすい環境にすることを「エコアップ」と呼んでいます。平成9年度に「環境エコアップマスタープラン」を策定し、エコアップに関する各種の施策を実施しています。



トンボに識別番号マーキング

(1) 学校ビオトープ支援

平成9年度にビオトープ*作成マニュアル「やってみようトンボ池」を、平成14年度に学校ビオトープ活用・維持管理マニュアル「学校のエコアップでさらに豊かな自然体験」を作成し、学校ビオトープ活動を支援してきました。現在、学校の環境学習に学校ビオトープを活用する上で必要なこれらのマニュアルの販売を行っています。

(2) 京浜臨海部での トンボネットワーク調査

京浜臨海部は鶴見川及び入川河口に位置し、複数の企業ビオトープ等がありますが、市内でも緑被率が低く、さらなるエコアップが求められる地区の一つです。

そこで、工場等に確保されている緑の豊かさの現状確認のため、平成15年から環境指標としてのトンボのマーキング調査を実施しています。平成18年の調査は8月4日からの3日を中心に実施し、企業緑地等10箇所企業、市民活動団体の方、延べ約120名との協働で行いました。その結果、14種524匹のトンボが捕獲され、企業緑地の間を移動していることを確認しました。

また、子どもたちがトンボを採取する「トンボ捕獲大作戦」を8月19日に開催し、この調査結果も反映されています。

平成19年度も引き続き実施していきます。



トンボのマーキング調査

● 3 横浜市立動物園の役割と活動

動物園の役割は、①絶滅の恐れのある野生動物の保護・繁殖（種の保存）、②動物の遺伝子や生理・生態などの研究・調査、③自然環境や野生生物に関する教育普及活動、④くつろぎや憩いの場を提供するレクリエーション機能、の4つがあります。

横浜市には3つの動物園があり、それぞれの動物園の特色を活かしながら、この役割に沿った活動を行なっています。なかでも来園者の皆さまに動物への興味を通して環境について学んでいただくために、各動物園でも様々な教育普及プログラムを行なっています。



飼育係によるガイド

(1) 横浜市立よこはま動物園（ズーラシア）

「生命との共生・自然との調和」をメインテーマに世界の気候帯別に動物たちが暮らしている環境を再現した展示方法を導入しており、園内は動物、植物、人の文化を織り交ぜながら世界の環境を演出しています。園内では、飼育係による動物のガイドや専門スタッフによる各エリアの案内を行ない、楽しみながら動物や動物の生息環境への理解を深める手助けを行なっています。

また、園内には繁殖に関する調査・研究を主業務とする横浜市繁殖センター（非公開）があります。

(2) 横浜市立野毛山動物園

昭和26年の開園以来、「都心のオアシス」として半世紀以上にわたり市民の皆さまに親しまれています。分園の万騎が原ちびっこ動物園とともに、動物たちとのふれあいコーナーは人気で、モルモットやマウス、ヒヨコなどの小動物に直接触れる貴重な経験をすることができます。

また、動物の食事時には、飼育担当者が解説を行なう「お食事タイム」を行い、エサを食べる動物を間近に見ながら、動物について学ぶ機会を提供しています。



野毛山動物園 なかよし広場

(3) 横浜市立金沢動物園

緑豊かな金沢自然公園内に位置する動物園で、コアラやサイ、ゾウなどの草食動物を中心に飼育・展示しています。

平成18年11月にはポニーやヤギと触れ合える「ほのぼの広場」がオープンしました。

また、学習施設「ののほな館」では、動物や自然に関する資料をご覧いただけるほか、教育普及プログラムや各種企画展を開催しています。

特に平成18年度は市民の皆さまの環境への意識を高めていただくために、「環境学習講座」を3回開催し、動物や自然環境についてたくさんの市民の方々にご参加いただきました。



環境学習講座

この他にも、毎年各動物園で飼育体験を行なっています。これは動物園で飼育係が行なっている動物舎の清掃やエサの用意を体験するプログラムで、毎年たくさんの参加者があり、野生動物や環境についての理解を深めることに役立っています。

また、学校教育とも連携を図り、ワークシートの作成や配布、出前講座等、子どもたちの環境への意識を高めるきっかけを提供しています。



飼育体験

● 4 野生生物対策

野生動物は人里離れた山や森の中だけでなく、私たちの身近な場所にも生息しています。これらの野生動物は、元々日本に生息していたものや外国から持ち込まれたもの、数が減っているものや増え続けているものなど様々です。

野生動物は、野生本来の生活を維持していくことが望ましいのですが、その実態は私たちの社会と密接な関係にあります。近年、私たちの生活と野生動物との距離が近くなり、野生動物による騒音や家屋侵入などのトラブルになるケースが生じています。そこで、本市では、市民の安全で快適な生活環境を守るため、生活被害を与える野生動物の対策を実施しています。

野生動物と私たちが共存できる環境をつくり、維持していくことが重要です。

(1) アライグマ等による生活被害対策

アライグマ・ハクビシンによる生活被害としては、家（屋根裏等）に住み着く、農作物の被害、庭木やペットへの加害、生態系への影響などがあります。

このうち、特定外来生物に指定されたアライグマと家屋に住み着いたハクビシンについて生活被害対策として本市で捕獲を実施しています。平成18年度は市民から575件の依頼があり、アライグマを301頭、ハクビシンを121頭捕獲しました。

※市が野生生物を捕獲する際は、外来生物法*・鳥獣保護法に基づき、捕獲許可等の手続きを経て実施しています。

※アライグマについては「神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づく捕獲を実施しています。



アライグマ

(2) カラス対策

カラスが増えた大きな原因は、エサとなる生ごみが増えたからだと言われています。本市では、生ごみを適正に管理すること（飛散防止ネットの活用や搬出時間の徹底など）により、カラスの数を減らしていきます。このため、本市では、生息数を減らすための捕獲は行っていません。

ただし、巣やヒナを守るために親鳥が威嚇・攻撃するなどの被害がある場合は、カラス注意看板の貸出し、カラスの巣落とし費用の一部補助、カラスの巣立ちピナの緊急捕獲の事業対象となります。平成18年度は、81件（97巣）のカラス巣落とし費用の一部補助を行い、58件のカラス巣立ちピナ緊急捕獲を行いました。



カラス注意看板



カラス啓発リーフレット